

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 種畜証明書の有効期限の延長(畜産課)
定期種畜検査の実施()
- ◇ 公 告 鳥取県公文書公開条例の運用状況(総務課)
- ◇ 入札公告 一般競争入札の実施(水産課)

告 示

鳥取県告示第二百六十七号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第六条第二項の規定に基づき、平成七年度定期種畜検査を受けた種畜については、現在交付されている種畜証明書の有効期限が当該種畜に係る平成八年度定期種畜検査の日まで延長されたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成八年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十八号

家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成八年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成八年五月七日 午前十時	八頭郡河原町大字北村 鳥取放牧場兵分場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
平成八年五月七日 午後一時	東伯郡赤碕町大字湯坂 中央家畜市場	〃
平成八年五月七日 午後三時	東伯郡赤碕町大字出上 家畜改良センター鳥取牧場	〃
平成八年五月八日 午前十時	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場	〃
平成八年五月八日 午後一時	西伯郡西伯町大字絹屋 鳥取県中小家畜試験場	〃
平成八年五月八日 午後三時	東伯郡赤碕町大字松谷 鳥取県畜産試験場	〃

公 告

鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第二号）第17条の規定により、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成8年4月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公文書開示請求（任意的開示の申出）の件数及び処理状況

区 分	件 数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非開示	取下げ	処理中
公文書開示請求	27	2	23	0	1	1
任意的開示の申出	1	1	0	0	0	0
合 計	28	3	23	0	1	1

(件)

2 公文書開示請求（任意的開示の申出）の実施機関別内訳

実・施 機 関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
知 事	23	0	23
知 事（企業局）	0	0	0
病 院 局	0	0	0
教 育 委 員 会	1	1	2
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0

(件)

人 事 委 員 会	0	0	0
監 査 委 員 会	3	0	3
地 方 労 働 委 員 会	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
合 計	27	1	28

3 公文書開示請求（任意的開示の申出）の請求者内訳

県の区域内に住所を有する者	21
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	6
上記請求権者以外のものからの任意的開示の申出	1
合 計	28

(件)

4 不服申立ての件数及び処理状況

平成七年度において、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはなされなかった。

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 8 年 4 月 12 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

1 調 達 内 容

- (1) 調 達 案 件 の 名 称 お よ び 数 量
鳥 取 県 試 験 船 「 第 一 鳥 取 丸 」 代 船 1 隻
- (2) 調 達 案 件 の 概 要
鳥 取 県 試 験 船 「 第 一 鳥 取 丸 」 の 代 船 と し て 、 日 本 海 に お け る 漁 業 に 関 す る 試 験 、 調 査 、 指 導 、 観 測 等 に 従 事 し 、 対 岸 諸 国 (韓 国 、 中 国 及 び ロ シ ア) と の 交 流 及 び 共 同 調 査 を 行 う 第 3 種 漁 船
船 形 長 船 首 楼 を 有 す る 一 層 甲 板 船
総 ト ン 数 約 1 9 9 ト ン
主 機 関 単 動 4 サ イ ク ル 中 速 ツ ァ ー ゼ ル 機 関 (過 給 機 付)
連 続 最 大 出 力 1 , 5 0 0 P S × 1 台
ハ イ ス キ ュ ー ド 可 変 ピ ッ チ プ ロ ペ ラ 付
定 員 1 7 名
- (3) 調 達 案 件 の 仕 様 等
入 札 説 明 書 及 び 仕 様 書 に よ る 。
- (4) 納 入 期 限
平 成 9 年 2 月 28 日 (金)
- (5) 納 入 場 所
鳥 取 県 知 事 が 指 定 す る 日 本 国 内 の 場 所
- (6) 入 札 方 法
落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 3 パ ー セ ン ト に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 滿 の 端 数 が あ る と き は 、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て る も の と す る 。) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で 、 入 札 者 は 、 消 費 税 に 係

る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず 、 見 積 も っ た 契 約 金 額 の 103 分 の 100 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と 。

2 競 争 参 加 資 格

次 に 掲 げ る 条 件 を す べ て 満 た し 、 本 件 調 達 に 係 る 競 争 入 札 参 加 資 格 の 認 定 を 受 け た 者 に 限 り 、 本 件 入 札 へ の 参 加 を 認 め る 。

- (1) 政 令 第 167 条 の 4 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。
 - (2) 政 令 第 167 条 の 5 の 規 定 に 基 づ き 知 事 が 定 め る 物 品 の 売 買 等 に 係 る 平 成 8 年 度 競 争 入 札 参 加 資 格 を 有 す る 者 で あ る こ と 。
 - (3) (2) の 資 格 区 分 が 、 船 舶 の A 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こ と 。
 - (4) 平 成 8 年 4 月 12 日 (金) か ら 同 年 5 月 20 日 (月) ま で の 間 の い ず れ の 日 に お い て も 、 競 争 入 札 参 加 資 格 の 停 止 措 置 を 受 け て い な い 者 で あ る こ と 。
 - (5) 昭 和 61 年 以 降 に 総 ト ン 数 200 ト ン 以 上 の 官 公 庁 船 で 漁 業 調 査 若 し く は 海 洋 調 査 又 は 漁 業 実 習 を 目 的 と す る も の の 建 造 実 績 を 有 す る こ と 。
 - (6) 造 船 人 員 と し て 基 本 設 計 、 船 殻 設 計 、 船 体 機 装 、 機 関 機 装 及 び 電 気 機 装 の 各 分 野 に つ い て 1 人 以 上 の 技 術 者 (経 験 年 数 10 年 以 上) を 専 任 で 本 件 調 達 に 係 る 代 船 の 建 造 に 配 置 可 能 で あ る 者
 - (7) 総 ト ン 数 200 ト ン 以 上 の 鋼 船 が 建 造 可 能 な 造 船 工 場 を 、 新 潟 県 か ら 長 崎 県 ま で の 日 本 海 側 府 県 又 は 漁 業 法 (昭 和 24 年 法 律 第 267 号) で 規 定 す る 瀬 戸 内 海 沿 岸 の 府 県 に 有 す る 者
- 3 契 約 担 当 部 局
鳥 取 県 農 林 水 産 部 水 産 課
- 4 入 札 書 の 提 出 場 所 等
- (1) 契 約 条 項 を 示 す 場 所 、 入 札 説 明 書 の 交 付 場 所 及 び 問 合 せ 先
〒 680 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 220
鳥 取 県 農 林 水 産 部 水 産 課 企 画 係
電 話 0857-26-7328 (直 通)
 - (2) 入 札 説 明 書 の 交 付 方 法

<p>公告の日から土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までの間、(1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 平成8年5月10日（金） 午後1時30分 鳥取県庁 第2執行部控室（議会議棟2F）</p> <p>(4) 郵便による入札 郵便による入札は認めない。</p> <p>(5) 入札の日時及び場所 日 時 平成8年5月20日（月） 午後1時30分 場 所 鳥取県庁 第5会議室（本庁舎地階） その他 本件入札の執行に当たっては、知事から競争参加者資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) 本件入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を4の(1)の場所に平成8年4月23日（火）午後5時までに提出し、2の競争入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 提出期限までに申請書を提出しない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。ただし、本件入札に参加しようとする者が保険会社との間に鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合その</p>	<p>他知事が別に定める場合においては、免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を本契約となるまでの間に納付しなくてはならない。ただし、落札者が保険会社との間に鳥取県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合その他知事が別に定める場合においては、免除する。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効 2の競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）、公告及び入札説明書その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 落札者の決定方法 2の競争参加資格の要件を満たす入札者であって、鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(5) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(6) その他 詳細は入札説明書による。</p>
---	---